

議案第108号

訴訟上の和解について

\*\*\*\*\*事件及び\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

川崎市長 福田紀彦

1 事件名 第1事件

\*\*\*\*\*

第2事件

\*\*\*\*\*

2 当事者 第1事件原告 \* \* \* \*

第2事件原告 \*\*\*\*\*

第1事件及び第2事件被告 川崎市

3 和解内容

- (1) 第1事件及び第2事件被告（以下「被告」という。）は、第1事件原告に対し、本件解決金として97万9,581円の支払義務のあることを認め、これを本和解成立日から1か月以内に、第1事件原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (2) 被告は、第2事件原告に対し、本件解決金として100万円の支払義務

のあることを認め、これを本和解成立日から1か月以内に、第2事件原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

(3) 第1事件原告及び第2事件原告（以下「原告ら」という。）は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務もないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

#### 4 和解理由

第1事件及び第2事件は、横浜地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 令和3年12月10日、多摩区\*\*\*\*\*路上で、第1事件原告の運転する普通自動二輪車（以下「原告車両」という。）が走行中に転倒し、第1事件原告が負傷するとともに、原告車両が破損した。
- 2 このことについて、第1事件原告から本市に対し、第1事件原告が頸椎捻挫等の傷病を負うとともに、原告車両が破損するに至ったのは、本市が、当該道路の管理を怠り、転倒の原因となった隆起箇所を放置したためであるとして、令和5年11月7日に横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 3 また、第2事件原告から本市に対し、第2事件原告は、第1事件原告との間で締結した自動車保険契約に基づき、第1事件原告に支払った人身傷害保険金額の限度内で、第1事件原告が本市に対して有する損害賠償請求権を取得したとして、令和6年1月18日に横浜地方裁判所に求償金請求訴訟が提起された。
- 4 これらの訴訟は、第1事件の第1回口頭弁論期日後、併合して審理され、9回の弁論準備手続を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。